

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和5年6月20日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和元年度までに解除された区域に係るものを除く。）」を「（当該区域の解除・再編後、当該再編後の区域設定が令和元年度までに解除された区域、又は令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に属する世帯のうち、令和4年（令和5年7月までの場合にあつては、令和3年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）の被保険者を除く。）」に改める。

第2条第1項第10号中「令和3年（令和4年7月までの場合にあつては、令和2年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）」を「上位所得層」に改め、同条第1項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 令和4年度及び令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再

生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の上位所得層の被保険者
第3条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 前条第1項第13号に該当した場合

減免割合 10分の10（令和5年9月30日までの間に係るもの）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。